

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和5年4月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民票の記載: 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。</p> <p>2. 住民票の修正: 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。</p> <p>3. 住民票の削除: 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を削除(住民票を除票)する。</p> <p>4. 住民票の照会: 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。</p> <p>5. 証明書・通知書の発行: 住民票、住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。</p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携: 住民票の記載等に応じた住民基本台帳ネットワークシステムとの連携</p> <p>7. 法務省情報連携端末との連携: 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び法務省通知の取込等の連携を行う。</p> <p>8. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成: 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。</p> <p>9. 戸籍情報システムへの連携: 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。</p> <p>10. 住民票関係情報の提供: 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供</p> <p>11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行管理: 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を管理する。</p> <p>12. 個別記載事項情報の管理: 住民票個別記載事項項目となる、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、学齢簿管理システム、福祉医療システム、団体統合宛名システム)</p>

システム4	
①システムの名称	多機能端末機
②システムの機能	1. 証明書の発行:住民票の写し、住民票記載事項証明書(印鑑登録証明書、課税(所得)証明も可)、戸籍謄抄本、附票を発行する機能 2. 利用者用電子証明書の認証:ICカード(個人番号カード)を多機能端末で利用する際の電子証明書の認証機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍システム)
システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	番号法施行日当日および同日以後に、本市に住民票が存在する者(施行日以降に削除した住民票も含む)
その必要性	番号整備法第16条(住民基本台帳法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項であるため。また、住民基本台帳ネットワークを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(住民票情報ファイル)において本市の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (更新年月日、操作者の職員ID)
その妥当性	個人番号:番号整備法第16条(住民基本台帳法第7条8の2号)により、記載する。 その他識別情報:本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 その他住民票関係情報:住民基本台帳法第7条各号に定める記載事項を保有する。 業務関係情報:住民基本台帳法第7条各号に定める資格情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体システム機構、法務省入国管理局) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村作成の転出証明書) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)							
③使用目的 ※	番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の提供を求め、番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)による住民票への記載のため。 また、本特定個人情報ファイル(住民票情報ファイル)において本市の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。							
④使用の主体	使用部署 市民部 市民課 支所(永源寺支所、五個荘支所、愛東支所、湖東支所、能登川支所、蒲生支所)							
	使用者数 [50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 住民票の記載 ・出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 ・転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出書に記載された個人番号について、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、住民記録システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 2. 住民票の記載の修正 ・住民票を修正する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 3. 住民票の消除 転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 4. 住民票の発行 ・住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 5. 本人確認情報、転出証明書情報の作成 ・住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 6. 住民票関係情報の提供 ・情報提供ネットワークへ世帯情報を提供する。							
情報の突合	住民票の記載 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、住民記録システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行い、既往の住民票が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号(宛名番号)」も引き継ぐこととしている。また、出生等は、戸籍情報と突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

移転先2	資産税課、納税課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目16
②移転先における用途	納税義務者に課税のための各種通知書等を送付するために住民情報から最新住所地等を把握するため利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産の所有者および納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先3	保険年金課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目30
②移転先における用途	国民健康保険の資格要件の確認および各種通知のため最新住所地の確認等に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および資格届申請時

移転先4	保険年金課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目31
②移転先における用途	国民年金の申請受付事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および資格届申請時
移転先5	保険年金課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目59
②移転先における用途	後期高齢者医療保険の申請受付事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および資格届申請時

移転先6	保険年金課、長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目68
②移転先における用途	介護保険の申請受付事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および資格届申請時
移転先7	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目15
②移転先における用途	生活保護の支給事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の受給者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および受給申請時

移転先8	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目8、12、34、84
②移転先における用途	障害福祉支援事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉支援を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先9	健康推進課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目10、49、76、94
②移転先における用途	予防接種、保健指導、健康増進、子育て支援に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種、保健指導、健康増進支援、子育て支援を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および支援申請時

移転先10	長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目41
②移転先における用途	高齢者福祉の措置に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	高齢者福祉の措置に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者福祉の措置を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および措置申請時
移転先11	こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目37
②移転先における用途	児童扶養手当の支給に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当の支給を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および支給申請時

移転先12	こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目56
②移転先における用途	児童手当の支給に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当の支給を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および支給申請時
移転先13	幼児課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目94
②移転先における用途	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子育て支援の実施を受ける者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および実施申請時

移転先14	住宅課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目19、35
②移転先における用途	公営住宅および改良住宅の管理に関する事務における住民情報の確認のために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅および改良住宅に入居する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および入居申請時
移転先15	防災危機管理課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目36-2
②移転先における用途	被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	災害により被災した者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認められた時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

・当市では、庁舎内サーバー室及びデータセンターに設置されたサーバー内に保管する。サーバー室及びデータセンターの入退管理を厳重に行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

（保管方法）

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

（消去方法）

・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民票情報ファイル

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 現住所情報、10. 方書、11. 住民となった日、12. 住民となった事由、13. 住民となった届出年月日、14. 住民でなくなった年月日、15. 住民でなくなった事由、16. 住民でなくなった届出年月日、17. 住所を定めた年月日、18. 住所を定めた事由、19. 住所を定めた届出年月日、20. 外国人住民となった年月日、21. 外国人住民となった事由、22. 外国人住民となった届出年月日、23. 世帯番号、24. 続柄、25. 世帯主名、26. 本籍地情報、27. 筆頭者、28. 前住所情報、29. 転出予定地情報、30. 転出確定地情報、31. 外国人情報 カナアルファベット氏名、32. 外国人情報 カナ漢字氏名、33. 外国人情報 アルファベット氏名、34. 外国人情報 漢字氏名、35. 外国人情報 通称、36. 外国人情報 国籍・地域コード、37. 外国人情報 在留資格コード、38. 外国人情報 在留期間等年、39. 外国人情報 在留期間等月、40. 外国人情報 在留期間等日、41. 外国人情報 在留期間等の満了の日、42. 外国人情報 特別永住者証明書交付年月日、43. 個別事項情報 選挙人名簿資格、44. 個別事項情報 国民健康保険資格情報、45. 個別事項情報 後期高齢者医療資格情報、46. 個別事項情報 介護保険資格情報、47. 個別事項情報 国民年金資格情報、48. 個別事項情報 児童手当受給資格情報、49. 異動情報 異動事由、50. 異動情報 異動年月日、51. 異動情報 届出年月日、52. 更新年月日、53. 更新者ID、54. 団体内統合宛名番号、55. カード番号、56. 自動交付機利用用暗証番号

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所項目長、20. 交付場所住所、21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：届出の受理に際しては、異動元、異動先の状況を住民記録システムで確認し、また、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 ：その他、特定個人情報の取り扱いに関しては本市セキュリティポリシーに準ずる。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：住民基本台帳以外の項目を登録できないシステムとしている。 ：ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対する対策も実施されている。</p>	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。 :アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・ユーザーIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 ・システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録/変更の際は、長または代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に一度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・操作者(異動権限あり)が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用制限を変更・確認している。</p> <p>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・既存住基システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。 ・複製データへのアクセス制限については、情報システム部門のメンバー以外には行えない。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・既存住基システムでは、住民票の発行履歴を管理している。</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・漏えい、滅失等の防止及び適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を委託先以外に提供することが認められないこと ・利用するユーザーIDを第三者に提供しないこと ・複写・複製の禁止 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を講じている。 ・ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を講じている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を生体認証管理(職員カード認証と併用)している。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において、研修を実施している。 ・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 ・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェック等を実施している。 ・全庁的な研修として、年1回以上庁内の研修を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東近江市市民部市民課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
②対応方法	電話での問い合わせは対応しない。 庁内での問い合わせは、記録簿に記録を残して対応。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

平成29年4月1日	所属長	平井 一成	榎田 善之			
平成29年4月1日	本人確認情報ファイル 保有 開始日	平成27年6月予定	平成27年6月		事後	
平成29年4月1日	送付先情報ファイル 保有開 始日	平成27年10月予定	平成27年10月		事後	
平成29年4月1日	基礎項目評価 実施日	平成27年1月29日	平成29年4月1日		事後	
平成30年4月1日	所属長の役職	榎田 善之	課長		事後	
平成30年4月1日	移転先 11	こども家庭課	こども政策課		事後	
平成30年4月1日	移転先 12	こども家庭課	こども政策課		事後	
平成31年4月1日	システム4 ①システム名称	自動交付システム	多機能端末機		事後	
平成31年4月1日	システム4 ②システムの機能	1. 証明書の発行：住民票の写し、住民票記載 事項証明書を発行する機能 2. 磁気カードの利用管理：磁気カードを自動交 付機で利用するためのデータ管理機能	1. 証明書の発行：住民票の写し、住民票記載 事項証明書(印鑑登録証明書、課税(所得)証明 も可)を発行する機能 2. 利用者用電子証明書の認証：ICカード(個人 番号カード)を多機能端末で利用する際の電子 証明書の認証機能		事後	
平成31年4月1日	システム4 ③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[O]住民基本台帳ネットワークシステム		事後	
平成31年4月1日	法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、15、 16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、77、80、8 4、89、91、92、94、96、101、102、103、 105、106、108、111、112、113、114、1 16、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、119の項) 3、114、116、119の項)		事後	
平成31年4月1日	委託事項2	遠隔地補充	削除		事後	

平成31年4月1日	基礎項目評価 実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年1月29日	I 2. システム4 ②システムの機能	1. 証明書の発行・住民票の写し、住民票記載事項証明書(印鑑登録証明書、課税(所得)証明書)を発行する機能	1. 証明書の発行・住民票の写し、住民票記載事項証明書(印鑑登録証明書、課税(所得)証明書)を発行する機能	事後	
令和2年1月29日	I 2. システム4 ③他のシステムとの接続	[] その他 ()	[○] その他 (戸籍システム)	事後	
令和2年1月29日	V 1. ①基礎項目評価 実施日	平成31年4月1日	令和2年1月1日	事後	
令和4年1月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・庁舎及びサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では、庁舎内サーバ室及びデータセンターに設置されたサーバ内に保管する。サーバ室及びデータセンターの入退管理を厳重に行う。 	事後	
令和4年3月3日	I 基本情報 5. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

令和4年3月3日	I 基本情報 5. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85)の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85)の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	[○]提供先を行っている (2件)	[○]提供先を行っている (1件)		
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先1	削除	事後	
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先2	提供先1 (※提供先1削除に伴う繰り上げ)	事後	
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月3日	I 基本情報 評価実施機関における担当部署	市民環境部 市民課	市民部 市民課	事後	
令和5年4月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑥事務担当部署	市民環境部 市民課	市民部 市民課	事後	
令和5年4月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民環境部 市民課	市民部 市民課	事後	
令和5年4月3日	IV 開示請求、問合せ・評価実施手続 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	東近江市市民環境部市民課	東近江市市民部市民課	事後	